いじめに対する基本的考え方

#### 【強い認識を持つ】

## 【危機意識を持つ】

# 【信念を持つ】

いじめは、いかなる理由があろう とも許されない

いじめは、どの子も被害者にも 加害者にもなりうる

いじめられている子を最後まで 守り抜く

# いじめの態様

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文、
- いやなことを言われる。 ・仲間はずれ、集団に無視をされる
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や 嫌なことをされる。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険な ことをされたり、させられたりする。
- ・ぶつかられたり、叩かれたり、蹴ら れたりする。
- 金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊 されたり、捨てられたりする。

#### いじめの発見 訴え 訴え 保護者 他生徒 本 発見 発見 報 訴え 発見 報 告 教 職 員

校内いじめ対策委員会、生徒指導部会

#### いじめ対策マニュアル 被害者担任 加害者担任 校内いじめ 学年職員 学年職員 · 実態把握 対策委員会 • 実態把握 • 状況確認 ・対応策の 給討 保護者 保護者 全職員 指導方針の理解・実践

被害者への支援・全校生徒の指導

関係機関との連携

## 教育委員会への報告

# いじめの未然防止

- 学校は、全ての生徒が教職員や 友人との間に信頼関係を育むる とを通して、いじめのない学校 づくりに努める。
- ・学校は、道徳教育や体験活動等 の充実を図り、生徒の人間関係をつくる力を育てるとともに、 コミュニケーション能力の向上 に取り組むことにより、いじめ の未然防止に努める
- 学校は、専門機関等と連携し ネットの利用に関する指導等、 情報モラル教育を充実する
- ・自他の命を大切にする心や他を 思いやる心を育て、規範意識を 身に着けさせること等に努める。

# 一次対応(緊急対応)

# いじめられた 生徒

保護者との 連携

構築

二次対応(短期対応)

連携

保護者との

○指導方針の

○協働意識の

いじめた 生徒

の把握

いじめた

○いじめの

援助

態様に応

じた指導

生徒

- ○事実関係の ○事実関係の 把握 報告
- ○心のケア ○信頼関係の
  - ・安全の確保
  - ・全面的な支援

# いじめられた生徒への対応 ○事実関係

- 一次対応(緊急対応) 1
- いじめの事実関係を正確に把握
- いじめられた生徒の安全を確保 するとともに、全面的な支援(心のケアを含む)
- 校長及び全職員、保護者に把握 した事実と今後の対応を報告
- ② 二次対応(短期対応)
  - 保護者や関係機関等との連携を 図りながら、いじめられた生徒 を支援する体制の確立
- ③ 三次対応(長期対応)
  - いじめられた生徒の学級及び集 団への適応を促進

# いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対し て、当該児童生徒が在籍する学校 に在籍している等当該児童生徒と 一定の人的関係にある他の児童生 徒が行う心理又は物理的な影響を 与える行為(インターネットを通 じて行われるものも含む。)であっ 当該行為の対象となった児童 生徒が心身の苦痛を感じているも の。」とする。なお、起こった場所 は学校の内外を問わない。

(平成 25 年いじめ防止対策推 進法より)

# 三次対応(長期対応)

伝達

向上

# いじめられた

いじめられた

○プロジェクト

支援

チームによる

生徒

保護者との 連携

いじめた 生徒

- ○適応の促進 ○対人関係能 力の向上
- ○家庭の教育 力の向上
- ○規範意識 の育成

○人間関係 づくりの 改善

# いじめの解消

- ①いじめに係る行為が止んでいること被害 者に対する心理的又は物理的な影響を与 える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む) が止んでいる状態が期 間継続していること。この相当の期間と は、少なくとも3か月を目安とする。 期間が経過した段階で判断を行うが、行 為が止んでいない場合は、改めて、相当 の期間を設定して状況を注視する。
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこ といじめに係る行為が止んでいるかどう かを判断する時点において、被害生徒が いじめの行為により心身の苦痛を感じて いないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認 する。

# いじめた生徒への対応

- ① 一次対応(緊急対応)
  - ・ いじめの事実と経過を、複数の 教師で確認
- 校長及び全職員、保護者に把握 した事実関係を報告
- ② 二次対応(短期対応)
- いじめの態様等により指導方針 を立案し、全職員で共通理解
- ③ 三次対応(長期対応)
  - 規範意識の育成や人間関係づく りに向け継続的に指導

# 周囲の生徒に対しての指導

《指導の3つのポイント》

- 全員が当事者であることを理解さ せる
- 共感的人間関係づくりに努める ○ 自己存在感が味わえる学級づくり に努める。



学級活動や道徳科の時間を充実さ せる。

# ※重大事態への対応

- ①重大事態が発生した場合は、 校は教育委員会を通じて事態に ついて町長に報告する。 学校は、「校内いじめ対策委員
- ②学校は、 会」を母体として調査や対応を
- ③教育委員会が調査を行う場合 は、筑前町いじめ問題対策委員
- 会が調査を行う。
  ④調査の結果については、教育委 員会を通じて町長に報告する。